（愛媛県報平成30年12月21日第3038号外１別記１）

燧灘における特定区画漁業の免許の内容たるべき事項等

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧特区第１号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌４月30日まで	四国中央市中之庄町地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ及びケアの９直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　四国中央市井関川新金子橋左岸橋台北東角 Ｂ　四国中央市大谷川河口右岸端 Ｃ　四国中央市寒川町東部埋立東側護岸付根 Ｄ　Ｃから埋立護岸沿い北へ158メートルの標識 Ｅ　四国中央市中之庄町埋立護岸西北角 Ｆ　Ｅから護岸沿い東へ502メートルの標識 Ｇ　四国中央市三島金子１丁目埋立護岸北東角 点　ア　Ａから310度709メートルの点 イ　Ａから310度984メートルの点 ウ　Ｇから319度30分322メートルの点 エ　Ａから310度1,550メートルの点 オ　Ｄから香川県円上島中央見通し1,428メートルの点 カ　Ｄから香川県円上島中央見通し232メートルの点 キ　Ｂから325度20分357メートルの点 ク　Ｂから325度20分428メートルの点 ケ　Ｆから286度30分38メートルの点	四国中央市三島中央、三島宮川、三島金子、三島朝日、村松町、中之庄町及び具定町	別記１及び２のとおり
燧特区第２号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌５月31日まで	新居浜市国領川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　新居浜市菊本町２丁目15－817－２先新居浜市最終処分場護岸北東端角 Ｂ　Ａから護岸沿い南東に42メートルの点 Ｃ　Ｂから護岸沿い南東に500メートルの点 点　ア　Ｂから96度115メートルの点 イ　Ｃから96度115メートルの点 ウ　Ｃから96度565メートルの点 エ　Ｂから96度565メートルの点	新居浜市新居浜地区	別記１及び２のとおり
燧特区第３号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌５月31日まで	西条市玉津地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域。ただし、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサエの８直線によって囲まれた区域とソタ、タチ、チツ及びツソの４直線によって囲まれた区域並びに平成25年７月26日付けで愛媛県と西条市ひうち漁業協同組合が締結した漁業補償契約書記載の区域を除く。 基点　Ａ　西条市船屋住友金属鉱山埋立地護岸東端から護岸沿い西へ50メートルの標識 Ｂ　西条市西ひうち（２号地）専用護岸東端の海上保安庁水路測量標から護岸沿い西へ358メートルの標識 点　ア　Ａから今治市宮窪町美濃島西端見通し860メートルの点 イ　Ａから今治市宮窪町美濃島西端見通し2,960メートルの点 ウ　Ｂから今治市宮窪町美濃島西端見通し3,020メートルの点 エ　Ｂから今治市宮窪町美濃島西端見通し620メートルの点 オ　エから73度15分805メートルの点 カ　オから307度45分310メートルの点 キ　ウから78度20分380メートルの点 ク　ウから78度20分180メートルの点 ケ　シから351度280メートルの点 コ　ケから208度30分260メートルの点 サ　コから253度30分228メートルの点 シ　エから73度15分385メートルの点 ス　Ｂから今治市宮窪町美濃島西端見通し960メートルの点 セ　Ｂから今治市宮窪町美濃島西端見通し1,640メートルの点	西条市玉津地区	別記１、２及び３のとおり

免　許 番　号	種　類	漁業の 名　称	漁業時期	漁場の位置	漁　場　の　区　域	地元地区	制限又は条件
					ソ　スから73度15分1,450メートルの点 タ　スから73度15分2,030メートルの点 チ　セから78度20分1,960メートルの点 ツ　セから78度20分1,380メートルの点		
燧特区第４号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌５月31日まで	西条市干拓地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの６直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　西条市西条港西防波堤西側付根から護岸沿い西へ650メートルの標識 Ｂ　西条市西条港西防波堤西側付根から護岸沿い西へ1,100メートルの標識 点　ア　Ａから336度1,200メートルの点 イ　Ａから336度2,200メートルの点 ウ　イから３度1,250メートルの点 エ　オから16度40分1,400メートルの点 オ　Ｂから336度2,250メートルの点 カ　Ｂから336度1,200メートルの点	西条市神拝地区	別記１及び２のとおり
燧特区第５号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌５月31日まで	西条市干拓地先	ウエ、エオ、オカ及びカウの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　西条市第２期西条干拓西側護岸角の標識 点　ア　Ａから西条市第２期西条干拓西側護岸の延長線上340メートルの点 イ　Ａから西条市第２期西条干拓西側護岸の延長線上1,260メートルの点 ウ　アからＡアの直線に直角に西へ125メートルの点 エ　アからＡアの直線に直角に東へ60メートルの点 オ　イからＡイの直線に直角に東へ60メートルの点 カ　イからＡイの直線に直角に西へ125メートルの点	西条市神拝地区	別記１及び２のとおり
燧特区第６号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌５月31日まで	西条市加茂川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　西条市古川加茂川右岸標識１号 Ｂ　西条市禎瑞加茂川左岸標識２号 点　ア　ＡからＢ見通し15メートルの点 イ　ＡからＢ見通し260メートルの点 ウ　Ａから306度40分445メートルの点 エ　Ａから347度10分400メートルの点	西条市神拝地区	別記１及び２のとおり
燧特区第７号	第１種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から12月31日まで	西条市玉津地先	ウエ、エオ、オカ及びカウの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　西条市西ひうち（２号地）専用護岸東端の海上保安庁水路測量標から護岸沿い西へ358メートルの標識 点　ア　Ａから今治市宮窪町美濃島西端見通し960メートルの点 イ　Ａから今治市宮窪町美濃島西端見通し1,640メートルの点 ウ　アから73度15分1,450メートルの点 エ　アから73度15分2,030メートルの点 オ　イから78度20分1,960メートルの点 カ　イから78度20分1,380メートルの点	西条市玉津地区	別記２のとおり
燧特区第８号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌５月31日まで	西条市市塚地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの５直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　西条市西ひうち（２号地）専用護岸東端の海上保安部水路部測量標から護岸沿い西へ358メートルの標識 Ｂ　西条市西ひうち（２号地）専用護岸西端から護岸沿い東へ10メートルの標識 点　ア　Ａから今治市宮窪町美濃島西端見通し714メートルの点 イ　Ａから今治市宮窪町美濃島西端見通し3,020メートルの点 ウ　Ｂから今治市宮窪町美濃島西端見通し3,280メ	西条市西条地区	別記１及び２のとおり

免　許 番　号	種　類	漁業の 名　称	漁業時期	漁場の位置	漁　場　の　区　域	地元地区	制限又 は条件
					ートルの点 エ　Ｂから今治市宮窪町美濃島西端見通し780メートルの点 オ　アから253度30分1,330メートルの点		
燧特区第９号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌５月31日まで	西条市干拓地先	Ａオ、オエ、エウ、ウア及びアＢの５直線とＡＢ間の護岸から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点　Ａ　西条市西条港西防波堤西側付根から護岸沿い西へ400メートルの標識 Ｂ　西条市第２期西条干拓西側護岸角の標識 点　ア　Ｂから西条市第２期西条干拓西側護岸延長線上340メートルの点 イ　Ｂから西条市第２期西条干拓西側護岸延長線上1,260メートルの点 ウ　アから同延長線に直角に東へ60メートルの点 エ　イから同延長線に直角に東へ60メートルの点 オ　Ａから340度900メートルの点	西条市西条地区	別記１及び２のとおり
燧特区第10号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌５月31日まで	西条市干拓地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの６直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　西条市西条港西防波堤西側付根 Ｂ　Ａから護岸沿い西へ650メートルの標識 点　ア　Ａから336度1,200メートルの点 イ　Ａから336度2,100メートルの点 ウ　Ａから今治市比岐島東端見通し3,300メートルの点 エ　オから３度1,250メートルの点 オ　Ｂから336度2,200メートルの点 カ　Ｂから336度1,200メートルの点	西条市西条地区	別記１及び２のとおり
燧特区第11号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌５月31日まで	西条市禎瑞地先	Ａア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オＢ、Ｅカ、カキ、キＦ、ＧＨ、ＩＪ、Ｋク、クケ及びケＭの14直線とＢＥ間、ＦＧ間、ＨＩ間、ＪＫ間及びＭＡ間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点　Ａ　西条市第２期西条干拓西側護岸角の標識 Ｂ　Ｃから護岸沿い北へ700メートルの標識 Ｃ　西条市氷見と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界 Ｄ　Ｃから護岸沿い南東へ150メートルの標識 Ｅ　西条市今在家護岸北東端 Ｆ　西条市氷見蛭子塩釜堤防護岸の付根から護岸沿い北へ300メートルの標識 Ｇ　西条市氷見甲中山川左岸標識４号 Ｈ　西条市禎瑞八幡中山川右岸標識３号 Ｉ　西条市禎瑞長波根突端 Ｊ　西条市禎瑞東樋門東側の付根 Ｋ　西条市禎瑞加茂川左岸標識２号 Ｌ　西条市古川加茂川右岸標識１号 Ｍ　Ｌから347度10分400メートルの標識 点　ア　Ａから西条市第２期西条干拓護岸の延長線上340メートルの点 イ　アからＡアに直角に西へ125メートルの点 ウ　ＡからＡアの延長線上1,260メートルの点から同延長線に直角に西へ125メートルの点 エ　Ｄから今治市宮窪町梶島中央見通し900メートルの点 オ　Ｄから今治市宮窪町梶島中央見通し800メートルの点 カ　Ｅから135度30メートルの点 キ　Ｅから90度80メートルの点 ク　ＬからＫ見通し260メートルの点 ケ　Ｌから306度40分445メートルの点	西条市禎瑞地区	別記１及び２のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧特区第12号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌５月31日まで	西条市禎瑞地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの７直線で囲まれた区域 基点　Ａ　西条市西条港西堤防西側付根から護岸沿い西へ1,100メートルの標識 Ｂ　西条市氷見と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界から護岸沿い南東へ150メートルの標識 Ｃ　西条市第２期西条干拓西側護岸角の標識 点　ア　Ａから336度1,200メートルの点 イ　Ａから336度2,250メートルの点 ウ　イから16度40分1,400メートルの点 エ　Ａから今治市小平市島西端見通し3,600メートルの点 オ　Ｂから今治市宮窪町梶島中央見通し2,200メートルの点 カ　Ｂから今治市宮窪町梶島中央見通し1,200メートルの点 キ　Ｃから西条市第２期西条干拓西側護岸延長線上北へ1,500メートルの点	西条市禎瑞地区	別記１及び２のとおり
燧特区第13号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌５月31日まで	西条市壬生川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域。ただし、Ｃから西条市河原津漁港北防波堤南東端東角見通し線より南西側60メートルの間は除く。 基点　Ａ　西条市壬生川地区小型船だまり護岸東角から北西へ70メートルの点 Ｂ　西条市壬生川地区小型船だまり護岸北端から南東へ38メートルの点 Ｃ　西条市壬生川港西防波堤（２号突堤）南西端 点　ア　Ａから52度10メートルの点 イ　Ａから西条市壬生川港西防波堤（３号突堤）南西端見通し550メートルの点 ウ　Ｂから52度540メートルの点 エ　Ｂから52度10メートルの点	西条市壬生川地区	別記１及び２のとおり
燧特区第14号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌５月31日まで	西条市大新田地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの６直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　西条市壬生川地区小型船だまり護岸北端から護岸沿い南西へ140メートルの点 Ｂ　西条市壬生川地区小型船だまり護岸北端から護岸沿い南東へ38メートルの点 点　ア　Ａから333度10メートルの点 イ　Ａから333度30メートルの点 ウ　イから52度207.5メートルの点 エ　Ｂから52度60メートルの点 オ　Ｂから52度10メートルの点 カ　壬生川地区小型船だまり護岸北端から２度14メートルの点	西条市壬生川地区	別記１及び２のとおり
燧特区第15号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌５月31日まで	西条市大新田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域。ただし、Ｃから西条市河原津漁港北防波堤南東端東角見通し線より南西側60メートルの間は除く。 基点　Ａ　西条市壬生川地区小型船だまり護岸北端から護岸沿い南西へ430メートルの標識 Ｂ　西条市壬生川高須桧垣造船所角の防波堤北東端 Ｃ　西条市壬生川港西防波堤（２号突堤）南西端 点　ア　ＡからＢ見通し10メートルの点 イ　アから52度960メートルの点 ウ　エから52度1,010メートルの点 エ　ＢからＡ見通し５メートルの点	西条市壬生川地区	別記１及び２のとおり
燧特区第16号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌５月31日まで	西条市壬生川地先	Ａア、アイ、イＢ及びＢＡの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　西条市壬生川高須波止突端 Ｂ　西条市壬生川大明神川右岸波止突端	西条市壬生川地区、河原津地区	別記１及び２のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点　ア　Ａから52度500メートルの点 イ　Ｂから52度300メートルの点		
燧特区第17号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌５月31日まで	西条市壬生川地先	アウ、ウエ、エカ及びカアの４直線によって囲まれた区域。ただし、西条市新川河口左岸波止突端東角から越智郡上島町魚島東端見通し線の北西側190メートルの間及びイとオを結んだ直線の北東側160メートルの間を除く。 基点　Ａ　西条市壬生川地区小型船だまり護岸東南角より100メートルの標識 Ｂ　西条市壬生川大明神川右岸波止付根南側から護岸沿い南へ50メートルの標識 点　ア　Ａから越智郡上島町魚島東端見通し1,200メートルの点 イ　Ａから越智郡上島町魚島東端見通し1,480メートルの点 ウ　Ａから越智郡上島町魚島東端見通し1,910メートルの点 エ　Ｂから越智郡上島町魚島島頂見通し1,865メートルの点 オ　Ｂから越智郡上島町魚島島頂見通し1,430メートルの点 カ　Ｂから越智郡上島町魚島島頂見通し1,150メートルの点	西条市壬生川地区	別記１及び２のとおり
燧特区第18号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌５月31日まで	西条市大新田地先	イウ、ウエ、エオ及びオイの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　西条市壬生川船だまり護岸北西角 Ｂ　Ａから護岸沿い南東へ38メートルの点 点　ア　Ａから333度12メートルの点 イ　アから52度70メートルの点 ウ　アから52度297.5メートルの点 エ　Ｂから52度287.5メートルの点 オ　Ｂから52度60メートルの点	西条市河原津地区	別記１及び２のとおり
燧特区第19号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌４月30日まで	西条市河原津地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの６直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　西条市大明神川河口左岸の標識から西条市楠河東工区干拓地護岸沿い西へ100メートルの標識 Ｂ　西条市小向川河口左岸の標識から西条市楠河西工区干拓地護岸沿い西へ200メートルの標識 点　ア　Ａから49度400メートルの点 イ　Ａから49度500メートルの点 ウ　Ａから香川県伊吹島中央見通し500メートルの点 エ　ウから越智郡上島町魚島島頂見通し900メートルの点 オ　Ｂから越智郡上島町魚島島頂見通し1,100メートルの点 カ　Ｂから越智郡上島町魚島島頂見通し300メートルの点	西条市河原津地区	別記１及び２のとおり
燧特区第20号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌５月31日まで	西条市河原津地先	Ａア、アイ、イＢ及びＢＡの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　西条市河原津北川左岸防波堤北端 Ｂ　西条市河原津旧山本川防波堤北端 点　ア　Ａから西条市楠河西干拓地護岸に平行（護岸から35メートルの間隔）に北東300メートルの点 イ　Ｂから西条市大崎鼻突端見通し300メートルの点	西条市河原津地区	別記１及び２のとおり
燧特区第21号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌４月30日まで	西条市河原津地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　西条市河原津漁港西防波堤西側付根 Ｂ　西条市大崎鼻突端 点　ア　Ａから越智郡上島町魚島島頂見通し300メートルの点 イ　Ａから越智郡上島町魚島島頂見通し900メート	西条市河原津地区	別記１及び２のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ルの点 ウ　Ｂから香川県伊吹島中央見通し500メートルの点 エ　Ｂから西条市楠河西干拓地西角見通し200メートルの点		
燧特区第22号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌４月30日まで	今治市桜井地先	Ａから今治市比岐島西端見通し線とＢから同市平市島南端見通し線との間の最大高潮時海岸線から800メートルの線と同海岸線から200メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Ｃから今治市比岐島西端見通し線とＣから同市平市島南端見通し線との間の区域を除く。 基点　Ａ　今治市桜井暗古樋の石柱 Ｂ　今治市桜井沖浦の鼻（メバル磯） Ｃ　今治市桜井漁港南防波堤付根	今治市桜井地区	別記１及び２のとおり
燧特区第23号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌４月30日まで	今治市桜井地先	Ａア、アイ、イウ及びウＡの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市桜井河口港右岸突堤東端 点　ア　Ａから159度30分332メートルの点 イ　アからニシ磯北端見通し78メートルの点 ウ　Ａからニシ磯北端見通し75メートルの点	今治市桜井地区	別記１及び２のとおり
燧特区第24号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌４月30日まで	越智郡上島町魚島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　越智郡上島町魚島俵崎北西端 Ｂ　越智郡上島町魚島小崎鼻北東端 点　ア　Ａから10度700メートルの点 イ　Ｂから49度950メートルの点 ウ　イから10度1,000メートルの点 エ　Ａから10度1,700メートルの点	越智郡上島町魚島	別記１及び２のとおり
燧特区第25号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌４月30日まで	越智郡上島町高井神島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　越智郡上島町高井神島宮ノ越鼻北端 Ｂ　越智郡上島町高井神島漁港東防波堤東側屈曲点 点　ア　Ａから73度1,020メートルの点 イ　Ｂから88度820メートルの点 ウ　イから90度1,350メートルの点 エ　アから90度1,350メートルの点	越智郡上島町魚島	別記１、２及び３のとおり
燧特区第26号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌４月30日まで	越智郡上島町高井神島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　越智郡上島町高井神島三角落（くずれ）東端 点　ア　Ａから55度630メートルの点 イ　Ａから83度1,520メートルの点 ウ　イから10度270メートルの点 エ　アから10度270メートルの点	越智郡上島町魚島	別記１、２及び３のとおり
燧特区第27号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌４月30日まで	越智郡上島町豊島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの８直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　越智郡上島町豊島小島ノ鼻北東端 点　ア　Ａから291度960メートルの点 イ　Ａから312度1,670メートルの点 ウ　Ａから24度2,200メートルの点 エ　Ａから72度1,620メートルの点 オ　Ａから76度840メートルの点 カ　Ａから47度880メートルの点 キ　Ａから295度430メートルの点 ク　Ａから314.5度720メートルの点	越智郡上島町弓削	別記１及び２のとおり
燧特区第28号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌４月30日まで	越智郡上島町百貫島地先	越智郡上島町百貫島の最大低潮時海岸線から500メートルの線と同海岸線から1,000メートルの線によって囲まれた区域。ただし、アイ、ウエの２直線と百貫島の最大低潮時海岸線から500メートルの線アウ及び同海岸線から1,000メートルの線イエによって囲まれた区域を除く。 基点　Ａ　越智郡上島町百貫島西端 点　ア　Ａから305度の直線と百貫島の最大低潮時海岸線から500メートルの線との交点 イ　Ａから305度の直線と百貫島の最大低潮時海岸	越智郡上島町弓削	別記１、２及び３のとおり

免　許 番　号	種　類	漁業の 名　称	漁業時期	漁場の位置	漁　場　の　区　域	地元地区	制限又 は条件
					線から1,000メートルの線との交点 ウ　Ａから271度の直線と百貫島の最大低潮時海岸線から500メートルの線との交点 エ　Ａから287度の直線と百貫島の最大低潮時海岸線から1,000メートルの線との交点		
燧特区第29号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌４月30日まで	越智郡上島町弓削島大谷地先	アイ、イウ、ウエ、エク、クキ、キカ、カオ及びオアの８直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　越智郡上島町弓削島馬立東鼻北東端 Ｂ　越智郡上島町弓削島大岳ノ鼻東端 Ｃ　越智郡上島町弓削島大谷鼻東端 Ｄ　越智郡上島町弓削島狩尾防波堤先端 点　ア　Ａから106.5度630メートルの点 イ　Ｂから86.5度（岡山県六島南端見通し）600メートルの点 ウ　Ｃから124度（香川県円上島島頂見通し）650メートルの点 エ　Ｄから170度1,460メートルの点 オ　Ａから84度1,010メートルの点 カ　Ｂから86.5度（岡山県六島南端見通し）1,200メートルの点 キ　Ｃから124度（香川県円上島島頂見通し）1,200メートルの点 ク　Ｄから160度1,870メートルの点	越智郡上島町弓削	別記１、２及び３のとおり
燧特区第30号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌４月30日まで	越智郡上島町弓削島久司浦地先	Ａア、アイ、イＢ及びＢＡの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　越智郡上島町弓削島鯨漁港西防波堤付根 Ｂ　越智郡上島町弓削島沢津突堤付根 点　ア　Ａから広島県因島地蔵鼻（御ヶ崎）見通し260メートルの点 イ　Ｂから広島県因島地蔵鼻（御ヶ崎）見通し260メートルの点	越智郡上島町弓削	別記１及び２のとおり
燧特区第31号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌４月30日まで	越智郡上島町弓削島引野地先	Ｄイ、イア、アＡ、ＡＢ及びＢＣの５直線とＣＤ間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点　Ａ　越智郡上島町弓削島大櫛田護岸北西角 Ｂ　越智郡上島町弓削島今出突堤付根 Ｃ　越智郡上島町弓削島引野突堤付根 Ｄ　越智郡上島町弓削島伊勢ヶ鼻先端 点　ア　Ａから広島県因島宇崎見通し200メートルの点 イ　Ｄから広島県因島鰓ノ鼻見通し50メートルの点	越智郡上島町弓削	別記１及び２のとおり
燧特区第32号	第１種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	１月１日から12月31日まで	越智郡上島町生名持田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　越智郡上島町生名汐早の鼻北西端 Ｂ　越智郡上島町生名恵生前護岸北角から護岸沿い南へ20メートルの標識 Ｃ　越智郡上島町生名後新開護岸北角 点　ア　Ｂから越智郡上島町岩城長江の鼻東端見通し80メートルの点 イ　Ｂから越智郡上島町岩城長江の鼻東端見通し線とＡから越智郡上島町生名大串鼻西端を結んだ直線との交点 ウ　Ｃから越智郡上島町岩城長江総合グランド東角見通し線とＡから越智郡上島町生名大串鼻西端を結んだ直線との交点 エ　Ｃから越智郡上島町岩城長江総合グランド東角見通し260メートルの点	越智郡上島町生名	別記２のとおり
燧特区第33号	第１種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除	１月１日から12月31日まで	越智郡上島町岩城長江井ノ浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　越智郡上島町岩城長江4973－２番地前護岸排水口 Ｂ　越智郡上島町岩城長江川河口南角 点　ア　Ａから越智郡上島町生名小島見通し90メートルの点	越智郡上島町岩城	別記２のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
		く）			イ　Aから越智郡上島町生名小島見通し200メートルの点 ウ　Bから越智郡上島町生名大島見通し150メートルの点 エ　Bから越智郡上島町生名大島見通し60メートルの点		
燧特区第34号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	越智郡上島町岩城雁浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点　A　越智郡上島町岩城先田名後の標識 　　　B　越智郡上島町岩城215－1番地の水路口 点　ア　Aから越智郡上島町岩城赤穂根島法師先見通し200メートルの点 　　イ　Bから越智郡上島町岩城赤穂根島三谷鼻見通し200メートルの点 　　ウ　Bから越智郡上島町岩城赤穂根島三谷鼻見通し100メートルの点 　　エ　Bから越智郡上島町岩城赤穂根島法師先見通し100メートルの点	越智郡上島町岩城	別記2のとおり
燧特区第35号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	今治市伯方町木浦瀬戸浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市伯方町木浦大角豆島南端 点　ア　Aから60度850メートルの点 　　イ　Aから今治市伯方町木浦首頭崎突端見通し800メートルの点 　　ウ　Aから今治市伯方町木浦首頭崎突端見通し350メートルの点 　　エ　Aから41度440メートルの点	今治市伯方町	別記2のとおり
燧特区第36号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	今治市伯方町木浦瀬戸浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市伯方町木浦東長崎北東端 点　ア　Aから60度620メートルの点 　　イ　Aから74度470メートルの点 　　ウ　Aから17度325メートルの点 　　エ　Aから21度530メートルの点	今治市伯方町	別記2のとおり
燧特区第37号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	今治市伯方町北浦石風呂鼻地先	アイ、イウ及びウBの3直線とアB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点　A　今治市伯方町北浦沖ノ小島島頂 　　　B　今治市伯方町北浦石風呂鼻南西端 点　ア　Aから156度226メートルの点 　　イ　AからB見通し120メートルの点 　　ウ　Aから210度350メートルの点	今治市伯方町	別記2のとおり
燧特区第38号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市伯方町北浦石風呂鼻地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市伯方町北浦沖ノ小島島頂 点　ア　Aから210度350メートルの点 　　イ　今治市伯方町北浦北浦港東側防波堤先端から今治市伯方町北浦北浦港西側防波堤先端見通し100メートルの点 　　ウ　今治市伯方町北浦北浦港東側防波堤先端から今治市伯方町北浦北浦港西側防波堤先端見通し300メートルの点 　　エ　Aから240度410メートルの点	今治市伯方町	別記1及び2のとおり
燧特区第39号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	今治市伯方町北浦小田小坂地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市伯方町北浦ワシイワ山頂 点　ア　Aから273度680メートルの点 　　イ　アから今治市伯方町伊方前浜港築港突端見通し400メートルの点 　　ウ　Aから273度1,120メートルの点 　　エ　Aから281度740メートルの点	今治市伯方町	別記2のとおり

免　許番　号	種　類	漁業の名　称	漁業時期	漁場の位置	漁　　場　　の　　区　　域	地元地区	制限又は条件
燧特区第40号	第１種区画漁業	わかめ養殖業	９月１日から翌４月30日まで	今治市伯方町伊方大長崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市伯方町伊方大長崎北端 点　ア　Ａから127度420メートルの点 イ　Ａから148度400メートルの点 ウ　Ａから167度100メートルの点 エ　Ａから93度140メートルの点	今治市伯方町	別記１及び２のとおり
燧特区第41号	第１種区画漁業	わかめ養殖業	９月１日から翌４月30日まで	今治市伯方町伊方枝越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市伯方町伊方石風呂鼻防波堤先端 点　ア　Ａから268度350メートルの点 イ　Ａから229度400メートルの点 ウ　Ａから240度590メートルの点 エ　Ａから265度560メートルの点	今治市伯方町	別記１及び２のとおり
燧特区第42号	第１種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	１月１日から12月31日まで	今治市伯方町伊方枝越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市伯方町伊方石風呂鼻防波堤西側付根 点　ア　Ａから今治市伯方町伊方観音鼻南端見通し50メートルの点 イ　Ａから178度210メートルの点 ウ　Ａから226度400メートルの点 エ　Ａから今治市伯方町伊方観音鼻南端見通し350メートルの点	今治市伯方町	別記２のとおり
燧特区第43号	第１種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から12月31日まで	今治市伯方町有津梅地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市伯方町有津甲2358番地（伯方高校）西端角 点　ア　Ａから38度170メートルの点 イ　Ａから309度10メートルの点 ウ　Ａから309度210メートルの点 エ　Ａから347度270メートルの点	今治市伯方町	別記２のとおり
燧特区第44号	第１種区画漁業	わかめ養殖業	９月１日から翌４月30日まで	今治市伯方町木浦大谷地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市伯方町木浦松ヶ鼻南端 点　ア　Ａから今治市伯方町木浦二ツ岩南端見通し400メートルの点 イ　Ａから52度440メートルの点 ウ　Ａから62度730メートルの点 エ　Ａから今治市伯方町木浦二ツ岩南端見通し700メートルの点	今治市伯方町	別記１及び２のとおり
燧特区第45号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌４月30日まで	今治市宮窪町四阪島明神島東部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市宮窪町四阪島明神島明神鼻より南へ海岸沿い190メートルの標識 Ｂ　今治市宮窪町四阪島明神島十文字鼻東端 点　ア　Ａから110度100メートルの点 イ　Ａから110度300メートルの点 ウ　Ｂから110度300メートルの点 エ　Ｂから110度100メートルの点	今治市宮窪町	別記１、２及び３のとおり
燧特区第46号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌４月30日まで	今治市宮窪町四阪島美濃島東部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市宮窪町四阪島美濃島北端 Ｂ　今治市宮窪町四阪島美濃島東南部突端の標識 点　ア　Ａから126度380メートルの点 イ　Ａから126度580メートルの点 ウ　Ｂから126度280メートルの点 エ　Ｂから126度80メートルの点	今治市宮窪町	別記１、２及び３のとおり
燧特区第47号	第１種区画漁業	のり養殖業	９月１日から翌４月30日まで	今治市宮窪町四阪島鼠島西部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市宮窪町四阪島鼠島西端の標識 Ｂ　今治市宮窪町四阪島鼠島南端の標識 点　ア　Ａから260度200メートルの点 イ　Ａから260度500メートルの点 ウ　Ｂから260度650メートルの点 エ　Ｂから260度350メートルの点	今治市宮窪町	別記１及び２のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧特区第48号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町四阪島梶島東部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市宮窪町四阪島梶島東端の標識 B　今治市宮窪町四阪島梶島砂の鼻南端 点　ア　Aから100度100メートルの点 イ　Aから100度300メートルの点 ウ　Bから110度420メートルの点 エ　Bから118度230メートルの点	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧特区第49号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町四阪島梶島西部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市宮窪町四阪島梶島西端から海岸沿い南東へ100メートルの標識 B　今治市宮窪町四阪島梶島南端から海岸沿い北西へ200メートルの標識 点　ア　Aから250度150メートルの点 イ　Aから250度450メートルの点 ウ　Bから250度450メートルの点 エ　Bから250度150メートルの点	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧特区第50号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	今治市宮窪町余所国地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市宮窪町早川早川ふ頭港用地北東角 点　ア　Aから82度330メートルの点 イ　Aから98度330メートルの点 ウ　Aから94度560メートルの点 エ　Aから84度560メートルの点	今治市宮窪町	別記2のとおり
燧特区第51号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	今治市宮窪町見近島北部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市宮窪町見近島西北端の標識 点　ア　Aから335度50メートルの点 イ　Aから335度220メートルの点 ウ　Aから305度230メートルの点 エ　Aから270度100メートルの点	今治市宮窪町	別記2のとおり
燧特区第52号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町鵜島北東部地先	Bア、アイ及びイAの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点　A　今治市宮窪町鵜島唐崎北端 B　Aから海岸沿い西へ200メートルの標識 点　ア　Bから330度100メートルの点 イ　Aから330度100メートルの点	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧特区第53号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町鵜島東南部地先	Bイ、イア及びアAの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点　A　今治市宮窪町鵜島妙道鼻防波堤東側付根 B　今治市宮窪町鵜島大もうじの標識 点　ア　Aから131度50メートルの点 イ　Bから131度100メートルの点	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧特区第54号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町戸代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市宮窪町宮窪戸代鼻から海岸沿い西南へ750メートルの標識 B　今治市宮窪町宮窪戸代鼻から海岸沿い西南へ460メートルの標識 点　ア　Aから340度50メートルの点 イ　Aから340度150メートルの点 ウ　Bから340度150メートルの点 エ　Bから340度50メートルの点	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧特区第55号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町横島北部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市宮窪町横島丸もうじ鼻中央 B　今治市宮窪町横島大もうじ鼻北東端 点　ア　Aから今治市宮窪町友浦黒鼻見通し60メートルの点 イ　Aから今治市宮窪町友浦黒鼻見通し200メートルの点 ウ　Bから今治市宮窪町友浦カマギ島西端見通し20	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					0メートルの点 エ　Bから今治市宮窪町友浦カマギ島西端見通し60メートルの点		
燧特区第56号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌2月20日まで	今治市宮窪町友浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市宮窪町友浦姫祖の鼻南端 B　今治市宮窪町友浦荒神川河口右岸 点　ア　Aから139度700メートルの点 イ　Aから139度900メートルの点 ウ　Bから164度1,200メートルの点 エ　Bから164度1,000メートルの点	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧特区第57号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	今治市宮窪町九十九島北部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市宮窪町友浦港西側防波堤基部から突端へ70メートルの標識 B　今治市宮窪町友浦小野鼻突端 点　ア　Aから今治市宮窪町九十九島西北端見通し300メートルの点 イ　Aから今治市宮窪町九十九島西北端見通し450メートルの点 ウ　Bから今治市宮窪町九十九島東端見通し650メートルの点 エ　Bから今治市宮窪町九十九島東端見通し500メートルの点	今治市宮窪町	別記2のとおり
燧特区第58号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町鵜島北東部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市宮窪町宮窪鵜島唐崎北端 B　Aから海岸沿い西へ200メートルの標識 点　ア　Aから330度100メートルの点 イ　Bから330度100メートルの点 ウ　イから0度115メートルの点 エ　Aから330度200メートルの点	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧特区第59号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市宮窪町鵜島北部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市宮窪町宮窪鵜島唐崎北端から海岸沿い西へ270メートルの標識 点　ア　Aから0度130メートルの点 イ　Aから0度240メートルの点 ウ　イから270度120メートルの点 エ　アから270度120メートルの点	今治市宮窪町	別記2のとおり
燧特区第60号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町友浦地先	アイ、イエ、エウ及びウアの4直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市宮窪町友浦小野鼻突端 B　Aから海岸沿い北東へ350メートルの標識 点　ア　Aから116度100メートルの点 イ　Aから116度250メートルの点 ウ　Bから116度150メートルの点 エ　Bから116度300メートルの点	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧特区第61号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	今治市宮窪町宮窪地先	アイ、イエ、エウ及びウアの4直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市宮窪町宮窪港東防波堤基部から100メートルの標識 B　今治市宮窪町宮窪港東防波堤基部から300メートルの標識 点　ア　Aから176度5メートルの点 イ　Aから176度70メートルの点 ウ　Bから176度5メートルの点 エ　Bから176度70メートルの点	今治市宮窪町	別記2のとおり
燧特区第62号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町友浦地先	アイ、イエ、エウ及びウアの4直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市宮窪町友浦照崎突端から海岸沿い西へ200メートルの標識 B　Aから海岸沿い西へ200メートルの標識 点　ア　Aから180度120メートルの点 イ　Aから180度320メートルの点	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ　Bから180度150メートルの点 エ　Bから180度350メートルの点		
燧特区第63号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市吉海町本庄地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点　A　今治市吉海町本庄332あいえす造船㈱埋立地南端付根 B　今治市吉海町鼻埼鼻 点　ア　Aから270度180メートルの点 イ　Bから今治市吉海町津島キクズシの鼻見通し150メートルの点	今治市吉海町及び今治市馬島	別記1、2及び3のとおり
燧特区第64号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市吉海町仁江平草地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ及びケアの9直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市吉海町仁江と同市宮窪町友浦との最大高潮時海岸線における境界 B　今治市吉海町仁江1996番地地先の標識（通称トビガス） C　今治市吉海町仁江平草ダケノ鼻南東端 D　今治市吉海町仁江志津見上ノ鼻南東端 E　今治市吉海町志津見漁港西防波堤東側付根 点　ア　Aから今治市比岐島東端見通し50メートルの点 イ　Aから今治市比岐島東端見通し200メートルの点 ウ　Bから今治市比岐島東端見通し350メートルの点 エ　Cから今治市比岐島東端見通し300メートルの点 オ　Eから今治市比岐島東端見通し500メートルの点 カ　Eから今治市比岐島東端見通し180メートルの点 キ　Dから今治市小比岐島東端見通し150メートルの点 ク　Dから今治市小比岐島東端見通し70メートルの点 ケ　Cから今治市比岐島東端見通し50メートルの点	今治市吉海町津倉地区	別記1及び2のとおり
燧特区第65号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市吉海町沖浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市吉海町志津見漁港南防波堤西側付根 B　今治市吉海町名おそが崎南東端 C　今治市吉海町名垂水中磯から海岸線沿い北へ50メートルの標識 点　ア　Aから今治市比岐島東端見通し50メートルの点 イ　Aから今治市比岐島東端見通し450メートルの点 ウ　Cから今治市比岐島東端見通し250メートルの点 エ　Cから今治市比岐島東端見通し50メートルの点 オ　Bから今治市比岐島東端見通し50メートルの点	今治市吉海町津倉地区	別記1及び2のとおり
燧特区第66号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市吉海町鴨磯地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市吉海町シイガ鼻北端 点　ア　Aから350度1,050メートルの点 イ　Aから350度520メートルの点 ウ　Aから33度570メートルの点 エ　Aから12度1,050メートルの点	今治市吉海町津倉地区	別記1及び2のとおり
燧特区第67号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市吉海町名江越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市吉海町名江越凪無東の鼻南東端 B　今治市吉海町名江越中央標識 点　ア　Aから今治市比岐島西端見通し50メートルの点 イ　Aから今治市比岐島西端見通し250メートルの	今治市吉海町津倉地区	別記1及び2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点 ウ　Bから今治市比岐島西端見通し270メートルの点 エ　Bから今治市比岐島西端見通し70メートルの点		
燧特区第68号	第１種区画漁業	ひじき養殖業	１月１日から12月31日まで	今治市上浦町甘崎城山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市上浦町甘崎防波堤東側屈曲点の標識 点　ア　Aから143度140メートルの点 イ　Aから350度52メートルの点 ウ　Aから51度360メートルの点 エ　Aから83度385メートルの点	今治市上浦町	別記２のとおり
燧特区第69号	第１種区画漁業	あわび垂下式・わかめ養殖業	１月１日から12月31日まで	今治市上浦町井口三番浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市上浦町三番浜南防波堤突端の標識 B　今治市上浦町三番浜南防波堤北付根から防波堤沿い北へ80メートルの標識 点　ア　Aから35度40メートルの点 イ　Bから60度50メートルの点 ウ　Bから60度200メートルの点 エ　Aから35度195メートルの点	今治市上浦町	別記２のとおり
燧特区第70号	第１種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	１月１日から12月31日まで	今治市上浦町井口三番浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市上浦町三番浜南防波堤北付根から防波堤沿い北へ80メートルの標識 B　今治市上浦町井口6691番地３前護岸北角の標識 点　ア　Aから60度50メートルの点 イ　Bから95度55メートルの点 ウ　Bから95度230メートルの点 エ　Aから60度200メートルの点	今治市上浦町	別記２のとおり
燧特区第71号	第１種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	１月１日から12月31日まで	今治市上浦町井口地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市上浦町井口フィッシング・パーク大三島桟橋南側付根 B　今治市上浦町井口本川河口北側岸壁突端 点　ア　Bから75度70メートルの点 イ　Aから75度80メートルの点 ウ　Aから75度180メートルの点 エ　Bから75度170メートルの点	今治市上浦町	別記２のとおり
燧特区第72号	第１種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	１月１日から12月31日まで	今治市上浦町井口地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市上浦町フィッシング・パーク大三島桟橋北側付根から護岸沿い北へ20メートルの標識 B　今治市上浦町フィッシング・パーク大三島桟橋北側付根から護岸沿い北へ110メートルの標識 点　ア　Aから55度60メートルの点 イ　Bから55度70メートルの点 ウ　Bから55度140メートルの点 エ　Aから55度130メートルの点	今治市上浦町	別記２のとおり
燧特区第73号	第１種区画漁業	あわび垂下式・わかめ養殖業	１月１日から12月31日まで	今治市上浦町井口地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市上浦町フィッシング・パーク大三島桟橋北側付根から護岸沿い北へ110メートルの標識 B　今治市上浦町フィッシング・パーク大三島桟橋北側付根から護岸沿い北へ170メートルの標識 点　ア　Aから55度70メートルの点 イ　Bから55度80メートルの点 ウ　Bから55度150メートルの点 エ　Aから55度140メートルの点	今治市上浦町	別記２のとおり
燧特区第74号	第１種区画漁業	わかめ養殖業	９月１日から翌７月31日まで	今治市上浦町盛地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　A　今治市上浦町盛漁港南防波堤付根から県道沿い南東へ46メートルの標識 B　今治市上浦町盛3112番地護岸南側付根の標識 点　ア　Bから34度250メートルの点 イ　Aから34度140メートルの点	今治市上浦町	別記１及び２のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ　Ａから34度290メートルの点 エ　Ｂから34度400メートルの点		
燧特区第75号	第１種区画漁業	ひじき養殖業	１月１日から12月31日まで	今治市大三島町肥海棚林島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市大三島町肥海棚林島南端 点　ア　Ａから281度30分150メートルの点 イ　Ａから221度400メートルの点 ウ　Ａから193度370メートルの点 エ　Ａから136度40メートルの点	今治市大三島町	別記２のとおり
燧特区第76号	第１種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から12月31日まで	今治市大三島町大見地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市大三島町大見大見港防波堤突端 Ｂ　今治市大三島町大見道明ヶ鼻 点　ア　Ａから今治市大三島町口総小横島南端見通し500メートルの点 イ　Ａから今治市大三島町口総小横島南端見通し1,200メートルの点 ウ　Ｂから広島県豊田郡東野町御高山山頂見通し1,000メートルの点 エ　Ｂから広島県豊田郡東野町御高山山頂見通し300メートルの点	今治市大三島町	別記２のとおり
燧特区第77号	第１種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から12月31日まで	今治市大三島町台地先	Ａア、アイ、イウ及びウＡの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市大三島町台小島西端 Ｂ　今治市大三島町口総カロウト鼻北端 点　ア　Ａから今治市大三島町口総大横島島頂見通し600メートルの点 イ　Ｂから今治市大三島町宮浦御串山山頂見通し650メートルの点 ウ　Ａから今治市大三島町野々江オガタ鼻見通し400メートルの点	今治市大三島町	別記２のとおり
燧特区第78号	第１種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から12月31日まで	今治市大三島町台地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの５直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市大三島町台小島西端 点　ア　Ａから190度90メートルの点 イ　Ａから201度450メートルの点 ウ　Ａから190度820メートルの点 エ　Ａから181度30分810メートルの点 オ　Ａから152度110メートルの点	今治市大三島町	別記２のとおり
燧特区第79号	第１種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から12月31日まで	今治市大三島町口総地先	Ａア、アイ、イウ及びウＢの４直線とＡＢ間の最大高潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市大三島町野々江オガタ鼻北端 Ｂ　今治市大三島町口総499番地地先護岸の標識 Ｃ　今治市大三島町口総カロウト鼻北端 点　ア　Ａから今治市大三島町肥海石塔鼻見通し200メートルの点 イ　Ｃから63度20分65メートルの点 ウ　Ｃから144度190メートルの点	今治市大三島町	別記２のとおり
燧特区第80号	第１種区画漁業	あわび垂下式・わかめ養殖業	１月１日から12月31日まで	今治市大三島町口総地先	Ａア、アイ、イウ及びウＢの４直線とＡＢ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市大三島町口総カロウト鼻北端 Ｂ　今治市大三島町口総499番地地先護岸の標識 点　ア　Ａから今治市大三島町宮浦御串鼻見通し50メートルの点 イ　Ａから63度20分65メートルの点 ウ　Ａから144度190メートルの点	今治市大三島町	別記２のとおり
燧特区第81号	第１種区画漁業	ひじき養殖業	１月１日から12月31日まで	今治市大三島町口総大谷地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市大三島町口総1000番地地先大谷護岸階段付根 点　ア　Ａから313度115メートルの点 イ　Ａから333度220メートルの点	今治市大三島町	別記２のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ　Ａから23度40分240メートルの点 エ　Ａから47度40分153メートルの点		
燧特区第82号	第１種区画漁業	わかめ養殖業	１月１日から12月31日まで	今治市大三島町口総大谷地先	Ａア、アイ及びイＢの３直線とＡＢ間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市大三島町口総フィッシングセンター防波堤南西端 Ｂ　今治市大三島町口総カクミ鼻西端 点　ア　Ａから今治市大三島町浦戸福島北端見通し50メートルの点 イ　Ｂから今治市大三島町口総大横島西端見通し100メートルの点	今治市大三島町	別記２のとおり
燧特区第83号	第１種区画漁業	わかめ養殖業	10月１日から翌５月31日まで	今治市大三島町浦戸地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市大三島町浦戸1508番地地先桟橋入口西側付根 点　ア　Ａから314度62メートルの点 イ　Ａから289度130メートルの点 ウ　Ａから325度50分215メートルの点 エ　Ａから346度180メートルの点	今治市大三島町	別記１及び２のとおり
燧特区第84号	第１種区画漁業	ひじき養殖業	１月１日から12月31日まで	今治市大三島町宗方柏島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市大三島町宗方7531番地地先護岸北角 点　ア　Ａから280度138メートルの点 イ　Ａから240度110メートルの点 ウ　Ａから246度290メートルの点 エ　Ａから260度50分300メートルの点	今治市大三島町	別記２のとおり
燧特区第85号	第１種区画漁業	ひじき養殖業	１月１日から12月31日まで	今治市大三島町宗方柏島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市大三島町宗方7617番地地先護岸西角 点　ア　Ａから89度50メートルの点 イ　Ａから89度160メートルの点 ウ　Ａから138度240メートルの点 エ　Ａから164度188メートルの点	今治市大三島町	別記２のとおり
燧特区第86号	第１種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から12月31日まで	今治市大三島町口総大横島地先	ＡＢ及びＣＤを結んだ直線とＡＢ及びＣＤ間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市大三島町口総大横島5790番地地先西南端の鼻 Ｂ　今治市大三島町口総大横島5799番地地先西北端の鼻 Ｃ　今治市大三島町口総大横島5800番地地先西南端の鼻 Ｄ　今治市大三島町口総大横島5848番地地先北端の鼻	今治市大三島町	別記２のとおり
燧特区第87号	第１種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から12月31日まで	今治市大三島町口総大横島地先	Ａア及びアＢの２直線とＡＢ間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市大三島町口総大横島5788番地地先鼻の北端 Ｂ　今治市大三島町口総大横島6095番地地先鼻の北東端 点　ア　Ａから同町口総大横島6089番地地先鼻の北端を見通した線とＢから同町口総小横島6172番地地先鼻の東端を見通した線との交点	今治市大三島町	別記２のとおり
燧特区第88号	第１種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	１月１日から12月31日まで	今治市関前岡村地先	ＡＢの直線と宮浦西Ａ及び西Ｂ防波堤とによって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市関前岡村宮浦西Ａ防波堤北側突端 Ｂ　今治市関前岡村宮浦西Ｂ防波堤南側突端	今治市関前	別記２のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧特区第89号	第１種区画漁業	わかめ養殖業	９月１日から翌４月30日まで	今治市関前小大下地先	Ａから今治市波方町梶取鼻見通し線とＢから今治市波方町馬刀潟東防波堤見通し線との間の最大高潮時海岸線から150メートル以内の区域 基点　Ａ　今治市関前小大下島西端の標識 　　　Ｂ　今治市関前小大下乙1351－６（小大下石灰所跡）前護岸西角	今治市関前	別記１及び２のとおり
燧特区第90号	第１種区画漁業	ひじき養殖業	１月１日から12月31日まで	今治市関前岡村地先	Ａア、アイ及びイＢの３直線とＡＢ間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市関前岡村甲3124番地21の護岸の標識 　　　Ｂ　今治市関前岡村甲2034番地２地先護岸の標識 　点　ア　Ａから広島県大崎上島戸野浜（トノバ）先端見通し300メートルの点 　　　イ　Ｂから広島県大崎上島戸野浜（トノバ）先端見通し300メートルの点	今治市関前	別記２のとおり
燧特区第91号	第１種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	１月１日から12月31日まで	今治市波方町小部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市波方町小部小部漁港中央物揚場北西角 　　　Ｂ　今治市波方町小部小部漁港中央物揚場南西角 　　　Ｃ　今治市波方町小部小部漁港沖防波堤北東角から防波堤沿い南へ50メートルの標識 　　　Ｄ　今治市波方町小部小部漁港沖防波堤北東角から防波堤沿い南へ434.6メートルの標識 　点　ア　ＡからＣ見通し170メートルの点 　　　イ　ＡからＣ見通し120.6メートルの点 　　　ウ　ＢからＤ見通し88.8メートルの点 　　　エ　ＢからＤ見通し119.3メートルの点	今治市波方町小部地区	別記２のとおり
燧特区第92号	第１種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	１月１日から12月31日まで	今治市波方町小部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点　Ａ　今治市波方町小部小部漁港防潮堤北角 　　　Ｂ　Ａから防潮堤沿い南へ160メートルの標識 　　　Ｃ　今治市波方町小部小部漁港西防波堤南東角から防波堤沿い北へ185メートルの標識 　　　Ｄ　今治市波方町小部小部漁港西防波堤南東角から防波堤沿い北へ30メートルの標識 　点　ア　ＡからＣ見通し218.9メートルの点 　　　イ　ＡからＣ見通し183.9メートルの点 　　　ウ　ＢからＤ見通し211.8メートルの点 　　　エ　ＢからＤ見通し246.8メートルの点	今治市波方町小部地区	別記２のとおり

別記

1　漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。

2　漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

3　操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。